

様式第 1

任免及び職員数に関する状況

1 職員の採用の状況（平成19年度）（単位：人）

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上 級	中 級	初 級		
一 般 職	7	7	1	—	15
事務職	7	—	1	—	8
技術職	—	7	—	—	7
技 能 職	—	—	1	—	1

2 再任用職員の採用の状況（平成19年度）（単位：人）

区 分	常時勤務	短時間 勤 務	合 計
一 般 職	—	1	1
事務職	—	—	—
技術職	—	1	1
技 能 職	—	5	5

備考（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。

（2） 任用の期間を更新した場合は、その都度計上している。

3 退職の状況（平成18年度）（単位：人）

定 年 退 職	勸 奨 退 職	定年前 希望退職	普 通 退 職	その他					合 計
				分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	再任用後 の離職者	
15	—	13	1	—	—	—	2	—	31

備考 表中に掲げる用語の意義は次のとおりである。

- （1） 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による離職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の離職
- （2） 勸奨退職 任命権者が個別具体的に職員に対して行う退職勧奨に応じた退職
- （3） 定年前希望退職 任命権者が一定基準に該当する職員全体に対して希望退職を募り、これに応じた退職
- （4） 普通退職 自己都合による退職（（3）定年前希望退職を除く）
- （5） 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による退職
- （6） 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- （7） 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- （8） 再任用後の離職者 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6の規定に基づき再任用され、定められた任期が満了したことによる退職

4 職員数の状況

(1) 部門別職員数（平成19年4月1日現在）

（単位：人）

部 門	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成19年	平成18年		
議 会	6 (1)	6 (1)	()	・ 定員適正化計画及び北上市行 財政緊急改革プログラム ・ 業務見直し
総務企画	109 (1)	109 (1)	()	
税 務	57 ()	59 ()	△2 ()	
民 生	144 (1)	146 ()	△2 (1)	
衛 生	38 ()	40 ()	△2 ()	
農林水産	33 ()	34 ()	△1 ()	
商 工	24 ()	24 ()	()	
土 木	57 ()	59 ()	△2 ()	
教 育	139 (3)	144 (1)	△5 (2)	
水 道	33 ()	36 ()	△3 ()	
下 水 道	19 ()	19 ()	()	
そ の 他	25 ()	25 ()	()	
合 計	684 (6)	701 (3)	△17 (3)	

※ ()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(2) 一般行政職級別職員数（平成19年4月1日現在）

（単位：人）

区分	標準的な職	職員数	構成比	前年構成比	14. 4. 1構成比		
1 級	主事・技師	17 ()	4. 4 ()	3. 6 ()	1 級	主事・技師	0. 7
					2 級	主事・技師	7. 6
2 級	主査	39 ()	10. 1 ()	9. 2 ()	3 級	主査	4. 4
3 級	主任	104 ()	26. 9 ()	29. 3 ()	4 級	主任・主査	13. 8
					5 級	係長・主任	14. 5
4 級	係長	99 ()	25. 6 ()	23. 7 ()	6 級	課長補佐・副主任・係長	29. 9
5 級	課長補佐	77 ()	19. 9 ()	21. 4 ()	7 級	課長・副主任	16. 4
6 級	課長	40 ()	10. 3 ()	10. 2 ()	8 級	部長・課長	10. 6
7 級	部長	11 ()	2. 8 ()	2. 6 ()	9 級	部長	2. 1
		387 ()	100 ()	100 ()	100		

※ ()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

5 定員適正化計画の進捗状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

年度	3	13	14	15	16	17	18	19	合計
職員数	822	758	755	750	727	715	702	685	
前年比	(△49)	△15	△3	△5	△23	△12	△13	△17	△137

※ ()内は平成3～12年度の定員減の数値

様式第 2

給与の状況

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (人)	歳出総額 A (千円)	実質収支 (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B/A (%)
平成18年度	93,473 (H19.3.31現在)	30,906,830	307,775	6,019,261	19.5
平成17年度	93,282 (H18.3.31現在)	31,057,282	263,390	6,215,489	20.0

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 [A]	給 与 費				一人当たりの 給与費 [B / A]
		給 料	職員手当	期末勤勉	計 [B]	
平成19年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	628	2,625,701	441,474	1,065,138	4,132,313	6,580
	(6)	(10,090)	(458)	(1,352)	(11,900)	(1,983)

備考 (1) 職員手当には退職手当を含まない。

(2) 給与費は、当初予算に計上された額である。

(3) 職員数欄の()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	北上市		国	
	平均給料月額(円)	平均年齢(歳)	平均給料月額(円)	平均年齢(歳)
一般行政職	356,550	45歳3月	325,724	40歳7月

4 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在） (円)

区 分		北上市		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給 料 月 額	決定初任給	採用2年経過日 給 料 月 額
一 般 行政職	大学卒	170,200	183,800	170,200	183,800
	高校卒	138,400	148,000	138,400	148,000

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在） (円)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行政職	大学卒	270,700	313,700	356,200
	高校卒	217,200	285,100	314,600

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

6 昇給期間の短縮の状況

区 分	平成18年度			平成17年度		
	職員数 A(人)	昇給短縮職 員数B(人)	比率(%) [B/A]	職員数 A(人)	昇給短縮職 員数B(人)	比率(%) [B/A]
一般行政職	392	0	0	411	43	10.4

7 期末・勤勉手当の状況（平成19年4月1日現在の支給割合）

区 分	北上市			国		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.40 (0.75)	1.60 (0.85)	3.00 (1.60)	1.40 (0.75)	1.60 (0.85)	3.00 (1.60)
勤勉手当	0.71 (0.35)	0.71 (0.40)	1.42 (0.75)	0.71 (0.35)	0.71 (0.40)	1.42 (0.75)

※（ ）内は、再任用職員にかかる支給月額

8 退職手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		北上市		国	
		自 己 都 合	勸奨・定年	自 己 都 合	勸奨・定年
支 給 率	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50	41.34	33.50	41.34
	勤続35年	47.50	59.28	47.50	59.28
	最高限度額	59.28	59.28	59.28	59.28
定年前早期退職 者特例加算措置		—	2～20%加算	—	
退 職 時 昇 給		—	—	—	
一人当たり平均 支給額（千円）		596	25,361		

※ 一人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

9 職員手当の状況

(1) 主要三手当（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容	国の制度との異同
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外 一人につき 6,000円	同じ

区 分	内 容	国の制度との異同
住居手当	①貸家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に、負担している家賃に応じ、最高27,000円まで支給	同じ
	②自宅 3,000円（新築5年以内）	2,500円（新築5年以内）
通勤手当	①交通機関（電車・バスなど）の利用者 実支給限度額50,000円	実支給限度額55,000円
	②交通用具（自動車・オートバイなど）利用者（通勤距離2km以上の場合） 距離に応じ2,300円～24,500円	距離に応じ 2,000円～24,500円

(2) 地域手当（平成18年度）

支 給 地 域	東京都特別区
支 給 率	13%
支 給 対 象 職 員 数	2人
国 の 支 給 率	13%
職員一人当たりの平均支給年額	699千円

(3) 特殊勤務手当（平成18年度）

区 分		全 職 種
職 員 全 体 に 占 め る 手 当 支 給 職 員 の 割 合		33.6%
支 給 対 象 職 員 一 人 当 たり 平 均 支 給 額		28,682円
手 当 の 種 類 （ 手 当 数 ）		13
代 表 的 な 手 当 の 名 称	支給額の多い手当	社会福祉施設勤務手当、 税務手当
	支給対象職員の多い手当	社会福祉施設勤務手当、 社会福祉業務手当

(4) 時間外勤務手当

区 分	支 給 総 額（千円）	職員一人当たりの支給年額（千円）
18年度	130,757	186
17年度	195,074	273

10 特別職の報酬等の状況

区 分	定数	給料（報酬）月額 (円)	期末手当
市 長	1	877,000	6 月期 1.60月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分
副 市 長	1	707,000	
議 長	1	457,000	
副 議 長	1	383,000	
議 員	30	351,000	

様式第 3

勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況（平成19年 4 月 1 日現在）

1 週間の 勤務時間	勤 務 時 間 の 割 振 り		
	始 業	終 業	休憩時間
40時間	午前 8 時30分	午後 5 時15分	午後零時15分から45分間

2 年次休暇の状況（平成18年 1 月 1 日～12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	一人当たり平均 取 得 日 数
26, 580. 3 日	7, 336. 0 日	682 人	10. 6 日

備考（1）「総付与日数」は、当該年の 1 月 1 日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

（2）「全対象職員数」とは、当該年の 1 月 1 日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。

3 病気休暇及び介護休暇の状況（平成18年度）

区 分			規 則	のべ人数
病 気 休 暇	公務上又は通勤による負傷若しくは疾病		第12条第 1 号	3
	結核性疾患		第12条第 2 号	0
	上記以外の負傷又は疾病	3 月以内	第12条第 3 号	6 2
		6 月以内		0
介 護 休 暇			第20条	0

備考（1）規則：北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成 7 年規則第10号）

（2）当該年度において同一の者が複数回にわたって病気休暇を取得した場合は、その数を重複して計上している。

4 育児休業及び部分休業の状況

(人)

区 分	男性職員	女性職員	合計
平成18年度中に新たに育児休業を取得した職員	0	5	5
平成17年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	1	1
合 計	0	6	6
平成18年度中に新たに部分休業を取得した職員	0	0	0
平成17年度から引き続き部分休業を取得している職員	0	0	0
合 計	0	0	0

5 特別休暇の導入状況（平成19年4月1日現在）

区 分	規 則 第13条	休暇の期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	第1号	必要な期間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	第2号	必要な期間
予防接種又は健康診断を受ける場合（法令又は任命権者の定めたる場合に限る）	第3号	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等の場合	第4号	必要と認められる期間
貢献活動 自発的かつ報酬を得ない社会	相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	第5号 (ア) 第5号 (イ) 第5号 (ウ) 一年において5日以内
	身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設での市長が定める活動	
	(ア)及び(イ)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
結婚する場合	第6号	週休日、休日、代休日を除く連続する7日以内
妊娠に起因する障害（病気休暇に該当する場合を除く）	第7号	10日以内

妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	第 8 号	必要と認める期間
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	第 9 号	適宜休息し、又は補食するために必要な時間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	第10号	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて1時間以内
8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員の場合	第11号	出産の日まで
出産した場合	第12号	出産の日の翌日から 8 週間以内
生後 1 年 6 月に達しない子の保育をする場合	第13号	1 日 2 回それぞれ 1 時間
小学校 3 年生までの子を養育する職員が、負傷又は疾病にかかったその子の看護を行う場合	第14号	一年において 5 日以内
職員の保護する介助の必要な小学校就学前の者が、予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条第 1 項若しくは結核予防法（昭和26年法律第96号）第13条第 4 項の予防接種、学校保健法（昭和33年法律第56号）第 4 条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合	第15号	必要と認められる期間
生理日の就業が著しく困難な場合	第16号	2 日以内
職員の妻が出産する場合	第17号	病院に入院する等の日から当該出産の日後 2 週間を経過するまで、3 日以内
職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から出産の日後 8 週間の期間において、当該出産に係る子又は小学 3 年生までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、育児参加をする場合	第18号	5 日以内
職員の親族が死亡した場合	第19号	親族により 1 日～10日以内
配偶者、父母又は子の追悼のための特別の行事の場合	第20号	1 日以内
勤続期間が25年に達する職員が、心身の活力の維持及び増進又は自己研鑽を図る場合	第21号	翌 2 年度内で、週休日、休日、代休日を除く連続する 5 日以内
災害により職員の現住居が滅失又は損壊し、職員が当該住居の復旧作業等をする場合	第22号	7 日以内
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	第23号	必要と認められる期間

災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合	第24号	必要と認められる期間
あらかじめ市長の承認を得て任命権者が定める場合	第25号	市長が承認した期間

備考 規則：北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年規則第10号）

様式第 4

分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況（平成18年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
(1) 勤務成績がよいくない場合	第28条第1項第1号	0	0			0
(2) 心身の故障の場合	第28条第1項第2号	0	0	0		0
	第28条第2項第1号	0	0	10		10
(3) 職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0			0
(4) 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0			0
(5) 刑事事件により起訴された場合	第28条第2項第2号			0		0
合 計 (1)～(5)		0	0	10		10
(6) 条例で定める事由による場合				0	0	0
合 計 (1)～(6)		0	0	10	0	10

- 備考 (1) 当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上する。
- (2) 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上する。
- (3) 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとして計上する。

2 懲戒処分の状況（平成18年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	1	1	0	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		1	1	0	0	2

- 備考 (1) 当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上する。
- (2) 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上する。

様式第 5

服務の状況

1 職務専念義務免除の状況（平成18年度）

免 除 事 由		条例・規則	のべ免除件数
研修を受ける場合		条例第2条第1号	4
厚生に関する計画の実施に参加する場合		条例第2条第2号	3 5
規則で定める場合（条例第2条第3号）	職務に関連ある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	規則第2条第1号	0
	行政の運営上、特に必要と認められる会社その他の団体における職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	規則第2条第2号	3 4
	国又は地方公共団体若しくは会社その他の団体から委嘱を受け、臨時に講演、講義等を行う場合	規則第2条第3号	0
	職務に関連ある試験等を受ける場合	規則第2条第4号	0
	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項又は第2項の規定による審査請求をし、地方公務員災害補償基金審査会又は地方公務員災害補償基金支部審査会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第5号	0
	地方公務員法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求をし、岩手県人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第6号	0
	地方公務員法第49条の2第1項の規定による不利益処分に関する不服申立てをし、岩手県人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合	規則第2条第7号	0
上記以外、任命権者が特に必要と認める場合		規則第2条第8号	8 9
合 計			1 6 2

備考 条例：北上市職員の職務に専念する義務の特例条例（平成3年条例第26号）

規則：北上市職員の職務に専念する義務の特例規則（平成3年規則第24号）

2 営利企業等の従事許可の状況（平成18年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	2	2

様式第 6

研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（平成18年度）

研修名称	研修内容	研修対象者	実施回数	修了者数
新採用職員研修（前、後期）	地公法、服務、接遇等	新採用職員	2	5
吏員初級研修（広域圏）	公務員倫理、経済のしくみ、行政法、民法等	採用後3年未満	1	15
吏員中級研修（広域圏）	創造性開発	採用後3～11年	1	17
吏員上級研修（広域圏）	ディベート	採用後7～15年	1	11
技術職員研修（広域圏）	健康管理、組織とコミュニケーション等	技能労務職員等	1	8
中堅職員研修（市長会）	問題解決、政策形成	主任	1	2
係長研修新任課程（広域圏）	OJTの実践	新任係長	1	8
係長研修現任課程（広域圏）	政策形成	現任係長（3年以上）	1	11
課長補佐研修新任課程（市長会）	課長補佐の立場と役割	新任課長補佐	1	9
課長研修新任課程（市長会）	行政環境、職場活性化、政策形成能力等	新任課長	1	6
管理者研修（広域圏）	総合調整能力	課長又は補佐	1	10
管理者研修（東北）	政策形成理論、政策形成技法等	課長級	1	2
トレーディングゲーム研修	能力開発意欲、コミュニケーション能力	主査～主任	1	41
メンタルヘルス研修	心の健康問題	園長、課長補佐、係長	1	76
人事評価研修	人事評価	課長級～部長級	1	50
法制執務研修	法制執務	実務経験3年未満	1	33
民間派遣研修Ⅰ	顧客応対等接遇の実践	採用2年目	3	16
民間派遣研修Ⅱ	経営理念	課長級	2	4
東北六県政策法務研修	政策法務	担当職員	1	1
東北六県行政課題研修	行政課題	担当職員	1	1
人事事務研修	人事事務	担当職員	1	1

行財政研修会（市長会）	行財政	課長	1	2
海外派遣研修（市長会）		担当職員	1	1
市町村職員専門研修（3講座）	法制執務、政策法務、政策形成	担当職員	3	6
下水道技術者研修	水洗化促進と情報公開	担当職員	1	1
環境調査研修	地球温暖化対策、廃棄物リサイクル基礎	担当職員	2	2
国土交通大学校	土地利用計画	担当職員	1	1
自治大学校	徴収事務	担当職員	1	1
市町村アカデミー研修（専門実務）	秘書事務、法令事務、財務会計等	担当職員	1 2	1 2
市町村アカデミー研修（自治政策）	人事評価の実践、少子時代の子育て支援等	係長級以上	1	1
市町村アカデミー研修（臨時セミナー）	人事行政の改革、公会計制度	担当職員	1	1

2 勤務成績に関する制度の概要（平成18年度）

勤務成績証明者	証明する事項	講ずる措置
その職務について監督する地位にある者	現に受けている号給を受けるに至った時から12箇月を下らない期間を良好な成績で勤務したかどうか	1号昇給

様式第 7

福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況（平成18年度）

区 分	内 容	実 施 状 況		
		対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
職員の保健に関すること	胃部検診	4 6 5	3 9 8	8 5 . 6
	循環器検診	6 4 0	6 1 7	9 6 . 4
	胸部検診	6 3 7	6 0 8	9 5 . 4
	大腸がん検診	4 7 2	4 2 7	9 0 . 5
	B・C型肝炎検診	7 2	6 5	9 0 . 3
	前立腺がん検診	1 4 0	1 4 0	1 0 0 . 0
	VDT検診	1 7	1 6	9 4 . 1
	乳がん検診	9 6	9 1	9 4 . 8
	子宮がん検診	1 2 6	1 1 8	9 3 . 7
	人間ドッグ	(申込者) 3 3	3 3	—
職員の元気回復に関すること	リフレッシュ事業 (実施：職員互助会)	夏油保養所施設維持 施設利用者 のべ109人		
その他厚生に関すること	厚生施設委託事業 (実施：職員互助会)	本庁舎食堂及び売店の委託		

備考 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害（平成18年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数	年度末 未処理件数
		公 務 上	公 務 外		
2	3	5	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法に基づく職員の公務災害補償の状況である（(2)において同じ。）。

(2) 通勤災害（平成18年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数	年度末 未処理件数
		公 務 上	公 務 外		
0	0	0	0	0	0

様式第 8

職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成17年度末系属件数	平成18年度中の新規要求件数	平成18年度末系属件数
0 件	0 件	0 件

様式第 9

職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

平成17年度末系属件数	平成18年度中の新規要求件数	平成18年度末系属件数
0 件	0 件	0 件